

国際・経済・港湾委員会 配付資料 令和7年3月12日 経済局

横浜市シルバー人材センター本部事務室の移転について(報告)

ゆめおおおかオフィスタワー（港南区上大岡西1丁目）の13階に所在する、横浜市シルバー人材センター本部（以下「シルバー本部」）の事務室を、横浜市技能文化会館（中区万代町2丁目。以下「技能文化会館」）内に移転します。

1 シルバー本部の現況

経済局が区分所有し、シルバー本部として使用するため「公益財団法人 横浜市シルバー人材センター」に貸付しています。（約1,146㎡）

現在、事務室として約156㎡、作業室・研修会議室等として約990㎡を、それぞれ使用しています。

2 移転予定日

令和7年4月1日

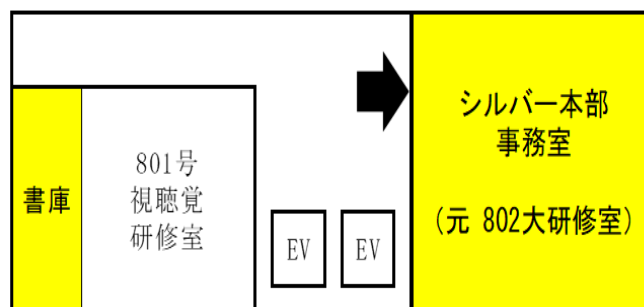
技能文化会館8階平面図
(令和7年4月1日～)

3 移転先

技能文化会館8階（約153㎡）

4 技能文化会館 施設概要

昭和61年、横浜市中区万代町2丁目4番地7に設置（地上8階・地下1階、延床面積6,057.27㎡）。



※EV：エレベーター

5 移転の目的及び効果

(1) 移転の目的

技能文化会館は、「技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上」を目的に設置しています。

移転後は、「横浜市公共施設等総合管理計画」の方針も踏まえ、現シルバー本部の作業室・研修会議室等について、技能文化会館の類似施設を共有して活用しながら、設置目的の効果的・効率的な達成に向けた施設運営を行っていきます。

(2) 移転の効果

移転に伴い、現在シルバー人材センターが負担する施設管理費等（年間約1,600万円）が縮減でき、団体の効率的な運営を図ることができます。

6 現シルバー本部（ゆめおおおかオフィスタワー13階）の後利用について

教育委員会事務局への所管換（令和7年4月1日～）を予定しています。

【参考1】横浜市技能文化会館条例

(設置)

第1条 技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため、横浜市技能文化会館（以下「技能文化会館」という。）を横浜市中区に設置する。

【参考2】「横浜市公共施設等総合管理計画」（令和4年12月策定）関係箇所抜粋

第6章 主な公共建築物の適正化の方針

- ・シルバー社会活動センター※

将来人口推計などから施設利用者数や稼働率などの将来ニーズを推測し、施設更新等の機会を捉え、規模の適正化を図ります。併せて機能が類似している他施設との統合や連携を検討します。

（※シルバー社会活動センター：シルバー本部が所在する施設名称）

- ・技能文化会館

将来人口推計などから施設利用者数や稼働率などの将来ニーズを推測し、施設更新等の機会を捉え、規模の適正化を図ります。併せて機能が類似している他施設との統合や連携を検討します。また、利用者負担の適正化や、新たな運営手法等についても検討します。